

# 消毒用アルコールの安全な取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。下記の注意事項を厳守し、火災予防に努めて頂くようご協力をお願いします。



## 【危険物に該当する消毒用アルコールとは】

消毒用アルコールは、アルコール濃度が**60%以上（重量%）**の製品が危険物に該当します。

（例）

「内容量の重さ100g」の消毒用アルコールがあるとします。

成分表を見ると「エタノール 80g」と記載されています。

このときのアルコール濃度（重量%）は、

$(80 / 100) \times 100 = 80\%$  となり、危険物に該当します。

## ☆補足☆

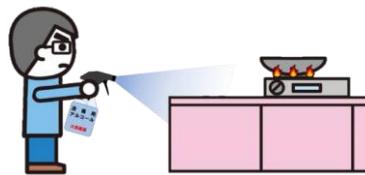
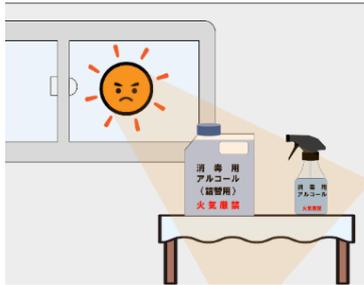
消毒用アルコールの不足に伴い、高濃度エタノール酒類（ウオッカ等）を代用する場合について酒類等のアルコール度数表示は、体積%による表示のため、消防法上の危険物に該当するか判断するには、体積%から重量%に変換する必要があります。ちなみに体積%の表示では、**酒類等はアルコール度数67%前後から危険物に該当する場合があります**。ご家庭で酒類等を購入し、消毒用として使用する場合は十分取扱いに注意し、下記の注意事項に従って火災予防に努めるようお願いします。

## 【消毒用アルコールの使用上の注意】

- 消毒用アルコールの使用に際して、**火気の近くでは使用しない**こと。
- 室内の消毒や消毒用のアルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、**通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行う**こと。また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、**直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける**こと。

- ・消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりしないこと
- ・消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の**注意事項**を記載すること。

## 「消毒用アルコールの安全な取扱いについて」リーフレット



### 【消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う場合の申請及び届出について】

消毒用アルコールは、消防法に定める危険物に該当することから貯蔵・取扱いを行う場合には**消防法又は火災予防条例で定められている技術上の基準を満たし**、火災予防上の安全対策を講じる必要があります。

さらに下記の表のとおり消防署への**申請又は届出が必要**となることがあります。

貯蔵・取扱量	届出・申請の有無	適用法令
80L未満	届出・申請の必要なし	条例
80L以上400L未満	届出が必要	条例
400L以上	申請が必要	消防法

ご不明な点は最寄りの消防署にお問い合わせください。



各消防署の[連絡先・アクセス](#)は

こちらをクリック！！